

公益財団法人日本食品油脂検査協会役員の報酬及び費用に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人 日本食品油脂検査協会（以下本会という）定款第27条の規定に基づき、理事及び監事（以下役員）の報酬の支給について定める。

(報酬の意義)

第2条 この規程における役員報酬は、本会が役員に対して、役員としての職務執行の対価として支給するものをいう。

2. 報酬は、租税公課、社会保険の個人負担金およびこれらに準ずるものを控除した金額を支払う。

(報酬の種類)

第3条 役員報酬の種類は、次のとおりとする。

- (1) 本給
- (2) 調整手当

(報酬の支払い方法)

第4条 報酬は、月の1日から末日までの期間につき、月額をその月の21日に支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日または国民の祝日（以下「休日」という。）にあるときは、前日に繰り上げ、繰り上げた日が休日にあるときは、さらに繰り上げて支給する。

(報酬額)

第5条 報酬の基準月額を、次のとおりとする。

	本 給 [円]	調 整 手 当 [円]
理事長	900,000	495,000
専務理事	700,000	385,000
理事	550,000	284,000

2. 役員報酬は基準月額を基に、その役員の業績を考慮して定めるものとする。
3. 新たに役員になった者は その日から報酬を支給する。
4. 役員が離職したときは その日まで報酬を支給する。
5. 役員が死亡したときは その死亡の日の属する月の報酬の全額を支給する。
6. 第3項及び第4項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給

するとき以外のとき，又はその月の末日まで支給するとき以外のとき，その報酬の額は，その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として，日割りによって計算する。

(非常勤役員の報酬額)

第6条 非常勤役員には、理事会出席等で、1日 30,000 円を上限として、報酬を支給することができる。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、通勤のために交通機関を利用し、かつ、その運賃を負担することを常例とする役員に支給する。

2. 通勤手当の支給額は 通常の場合に必要な 6 カ月分の定期券購入金額とする。
3. 通勤手当は、3 月および 9 月の報酬の支給日に支給する。

(旅費交通費)

第8条 本会の業務執行に伴って旅費交通費が発生した場合は実費を支給する。

(補 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は評議員会の決議を経て理事長が別に定める。

(施行期日)

第10条 本規程は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(改 正)

第11条 本規程の改正にあたっては、評議員会で決議のうえ、これを行う。

施行 2012年 4月 1日

改正 2016年 5月 27日

改正 2024年 5月 28日

公益財団法人 日本食品油脂検査協会

改訂履歴(2016年5月27日)

改訂前	改訂後
該当条文なし	(非常勤役員の報酬額) 第6条 非常勤役員には、理事会出席等で、1日30,000円を上限として、報酬を支給することができる。
(通勤手当) 第6条 (略)	(通勤手当) 第7条 (略)
(補 則) 第7条 (略)	(補 則) 第8条 (略)

改訂履歴(2024年5月28日)

改訂前	改訂後
該当条文なし	(旅費交通費) 第8条 本会の業務執行に伴って旅費交通費が発生した場合は実費を支給する。
(補 則) 第8条 (略)	(補 則) 第9条 (略)
附 則 1. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。	(施行期日) 第10条 (略)
附 則 (平成28年5月27日) ・本規程は、評議員会で決議を得た日より施行する。	(改 正) 第11条 本規程の改正にあたっては、評議員会で決議のうえ、これを行う。